

只見町水質検査費用助成金交付要綱

令和 5 年 12 月 15 日

訓令第 32 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、飲用に供する井戸等を設置し、日常生活の飲料用として使用する水の水質を検査する費用について助成することにより、住民の健康保持及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、水質検査とは、水道法に基づく水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)に定める項目のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、ph 値、味、臭気、色度、濁度の 11 項目を検査することをいう。

(検査機関)

第 3 条 水質検査の実施については、水道法第 20 条第 3 項に基づく厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関により実施するものとする。

(助成金)

第 4 条 町は、予算の範囲内において、井戸等の水質検査を実施した者に対し、水質検査費用助成金(以下「助成金」という。)を交付する。

(交付要件)

第 5 条 助成金の交付を受けることができるものは、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 只見統合簡易水道給水区域外に井戸等を設置している個人又は団体であること。
- (2) 町内に居住していること。
- (3) 町税を完納していること。

(助成金の額)

第 6 条 助成金の額は、水質検査に要した経費の全額とするが、福島県内における水質検査機関の検査費用の標準価格 14,000 円を限度額とする。

(交付申請)

第 7 条 助成金の交付を受けようとする者は、水質検査費用助成金交付申請書(様式第 1 号)に必要な書類を添付して、町長に申請しなければならない。

(交付決定)

第 8 条 町長は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認められるときは水質検査費用助成金交付決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

（請求）

第 9 条 前条による通知を受けた者は、水質検査費用助成金交付請求書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

（返還）

第 10 条 町長は、偽り、その他不正な手段により助成金の交付決定又は、交付を受けた者がいるときは、交付決定を取消し、又は既に交付した助成金を返還させるものとする。

（補則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。